

食品安全委員会（第929回会合）議事概要

日 時：令和6年2月13日（火） 14：00～14：44

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

傍聴者：一般10名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 4品目
キノクラミン
フィプロニル
プレチラクロール
プロパモカルブ塩酸塩

→農林水産省から説明。

本件については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日、山本委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 2品目
Saccharomyces cerevisiae NS470 (CBS 615.94) 株を利用して生産された α -ガラクトシダーゼ
JPBL015 株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「サルファ剤」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
- ・「JPAo012 株を利用して生産されたフィターゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「アセフェート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「アセフェートの許容一日摂取量 (ADI) を 0.0024 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を 0.1 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「メタミドホス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「メタミドホスの許容一日摂取量 (ADI) を 0.00056 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を 0.003 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- (5) 「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画 2023-2027」について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定された。